

～より良いまちづくりのために～
市長を囲む地域懇談会

住みやすいまちづくりの推進に向けて、市民と市長がひざを交えて話し合う地域懇談会を次の日程で開催します。

懇談会はお住まいの地区に関係なく市民ならどの会場でも参加できます。

▶聴覚が不自由な人へ

会場に発言内容を要約し、会場内のスクリーンに文字を映し出す要約筆記および手話通訳を配置しますので、気軽に参加してください

▶問い合わせ先

秘書人事課秘書広報班 (☎ 63-1111 内線 121)



要約筆記と手話通訳を配置します

地 区	日 時	会 場
有 明	7月22日(月) 19時～	有明総合文化会館
森 岳	7月24日(水) 19時～	森岳公民館
杉 谷	7月25日(木) 19時～	杉谷公民館
三 会	8月 2日(金) 19時～	三会農村環境改善センター
安 中	8月 5日(月) 19時～	安中公民館
霊 丘	8月21日(水) 19時～	霊丘公民館
白 山	8月23日(金) 19時～	白山公民館

.....

障害者を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法に基づき、福祉課内に市障害者虐待防止センターを設置し、通報、相談を受け付けています。また、関係機関と連携し、早期発見や防止に向けた取り組みを行います。

▶三種類の障害者虐待

- ・ 障害者福祉施設や障害者福祉サービス事業所の職員などによるもの
- ・ 生活の世話や金銭の管理をしている家族などによるもの
- ・ 雇い主や上司などによるもの

▶虐待の種類・内容

- ・ 身体的虐待…体に痛みや傷が生じる暴力や体罰を与えること。部屋に閉じ込めたりすることを含む
- ・ 心理的虐待…どなったり、悪口を言ったりすること。職場での差別的な扱いを含む
- ・ 性的虐待…わいせつな行為をしたり、させたりすること
- ・ 放棄、放任(ネグレクト)…食事や入浴などの身の回りの世話や介助などをしないこと。病院や学校に行かせないことを含む
- ・ 経済的虐待…本人の同意なしに、財産や預貯金、年金を勝手に使うこと

障害者虐待は本人に虐待を受けている自覚がなかったり、訴えることができない場合があります。

また虐待している

人に、虐待をしている認識が無い場合があります。早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけ

でなく、虐待をしている家族などが抱える問題の解決にもつながります。

虐待を見つけたら速やかに通報してください。

※通報は匿名でもかまいません

※通報した人の秘密は守られます

※虐待をしている家族などへの支援にもつながります



▶問い合わせ先

市障害者虐待防止センター (福祉課内)
 (☎ 62-8025 ・ FAX 62-2923)